

京都市上下水道局告示第40号

京都市指定下水道工事業者規程第2条第1項の規定に基づき指定の申請があり、同規程第3条第1項に規定する指定の基準に適合しているため、次の者を京都市指定下水道工事業者として指定し、同規程第31条第1項第1号の規定に基づき告示します。

令和5年11月14日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉川 雅則

1 指定下水道工事業者

- (1) 京都市右京区梅津中村町15番地35
今西ウォーターサービス
今西 優
- (2) 久世郡久御山町野村村東25-1
株式会社 芳田設備
代表取締役 芳田 善英
- (3) 長岡京市友岡4丁目19番14号
株式会社 丁ヶ阪商会
代表取締役 丁ヶ阪 幸夫
- (4) 京都市伏見区深草大亀谷大山町27-29
京宝工業 株式会社
代表取締役 山本 賢治

2 指定期間

令和5年11月14日から令和10年3月31日まで

(上下水道局下水道部管理課)